

神崎浄水場再整備基本計画策定支援業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、神崎浄水場再整備基本計画策定支援業務の受託事業者を選定するためのプロポーザルに関して必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名称

神崎浄水場再整備基本計画策定支援業務委託

(2) 業務の目的

阪水からの受水と自己施設の持ち方に関するこれまでの検討結果を踏まえ、今後の神崎浄水場における施設再整備の方向性が、配水場化に向けた整備なのか、配水場化を見据えた中でも浄水機能を維持していくことを考慮した整備なのかを判断するための材料として、各施設の更新や維持に関する費用面や、リスク被害額、非常時対応能力等に関する基礎資料作成を行い、その上で、配水場化後も必要である中央管理棟や配水ポンプ棟の耐震化及び改修の整備内容や、配水場化するまでの間における浄水処理機能を維持するための最適な整備方法等を検討し、あますいビジョン期間における神崎浄水場再整備事業の基本計画をとりまとめた神崎浄水場再整備基本計画案（以下「基本計画案」という。）を作成することを目的とする。

なお、基本計画案は、阪水の施設規模縮小に伴う受水量の見直しに関する協議が整う前に作成するものであるため、本業務完了後に受水量見直しに関する協議が整い、かつ、基本計画案に基づいた再整備事業の官民連携手法導入可能性調査を経て、基本計画となるものである。

(3) 業務内容

本業務の委託業務範囲は、次の各号に掲げるとおりとし、詳細な内容は別途公表する「業務仕様書」に定めるものとする。

- ア 基本計画策定業務
- イ 耐震診断業務

(4) 業務履行期間

契約日から令和5年3月31日までとする。

3 提案見積限度額

本業務に係る提案見積限度額の総額は、56,870,000円（税込み）とする。ただし、この金額は契約（予定）金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。本業務に係る提案見積額は、この提案見積限度額を超えてはならないものとする。

4 選定方式及び契約方法

本業務については具体的施策を多面的に検討するため、施設形態の検討や再整備事業内容の整理や立案業務を行い得る、専門的な知識・経験を有する業者の中から、本業務に対する意欲、資質及び技術能力等が優れた者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により契約候補者を選定するものである。

また、契約候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で契約候補者と随意契約により業務委託契約を締結する。

5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、本件プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）が、契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと
- (2) 尼崎市公営企業局契約規程第 1 条第 1 項において準用する尼崎市契約規則第 4 条に定める競争入札参加有資格者名簿において、「20 上水道及び工業用水道」で登録されていること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと
- (4) 本市から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けていない者であること
- (5) 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 13 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）または暴力団員（同条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（同条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団及び暴力団と密接な関係を有する者をいう。）に該当しないこと
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続中の事業者でないこと
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続中又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続中の事業者でないこと
- (8) 本業務を一括再委託しない者であること（ただし、本市の承認を得た上で業務の一部についての再委託は可能）
- (9) 過去 10 年以内に、処理量 43,000 m³/日以上の上水道の整備計画の策定、基本設計、実施設計のいずれかのコンサルティング業務の元請実績を有すること。
- (10) 管理技術者及び照査技術者は、直接雇用する総合技術監理部門技術士（選択科目が「上下水道一般」並びに「上水道及び工業用水道」の者に限る。）、上下水道部門技術士（選択項目が「上水道及び工業用水道」の者に限る。）又は RCCM（「上水道及び工業用水道部門」に限る。）を配置すること。

- (11) 管理技術者及び照査技術者は、同種・類似業務（水道施設再整備基本計画策定業務等）の実績を有する者であること。
- (12) 管理技術者は、業務全般の技術的監理を行える者であること。
- (13) 別紙、業務仕様書に掲げる業務を確実に履行できること

6 参加申込の手続き等

(1) スケジュール

内 容	時 期
公告	令和4年2月14日（月）
募集要項等の配布期間	公告の日から令和4年2月24日（木）まで
参加申込書の受付期間	公告の日から令和4年2月24日（木）まで
質問書受付期間	公告の日から令和4年2月22日（火）まで
質問書に対する回答	令和4年2月28日（月）
参加申込書確認結果の通知	令和4年2月28日（月）
企画提案書の受付期間	令和4年2月28日（月）から 令和4年3月18日（金）まで
審査（プレゼンテーション・ 質疑応答）	令和4年3月24日（木） 予定
審査結果の通知	令和4年3月29日（火） 予定
契約締結	審査結果の通知後速やかに

(2) 実施要領等の配布

ア 配布方法

下記「尼崎市公営企業局ホームページ」よりダウンロードにて入手すること。

<https://amasui.org/shoukai/2000710/index.html>

「トップページ」>「尼崎市公営企業局」>「事業者募集情報」

イ 配布資料

- (ア) プロポーザル実施要領（本資料）
- (イ) 様式集
- (ウ) 業務仕様書
- (エ) 業務委託契約約款（案）
- (オ) 参考資料

7 参加申込書審査（1次審査）

企画提案書等の提出を予定している事業者は、参加申込書（様式第1号）及び業務実績や配置予定技術者に関する書類（様式第2号～4号）に必要な添付書類を添えて提出すること。

提出された参加申込書等について事務局で第1次審査を行い、プレゼンテーション参加事業者を上位から5社選出する。ただし、第1次審査の評価点が5位の事業者と同点の事業者についてもプレゼンテーション参加事業者として選出する。また、参加申込書提出者が5社に満たない場合は、第1次審査を通過したすべての参加申込書提出者をプレゼンテーション参加事業者とする。

この結果については、選出の当落に関わらず、すべての参加申込書提出者に文書で通知する。

(1) 受付期間

令和4年2月14日（月）から令和4年2月24日（木）まで

※受付時間は平日（土、日、祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 提出方法

持参または郵送

（郵送の場合、書留郵便とし期限までに到着するように送付すること）

(3) 提出先

「15 事務局」に同じ

(4) 提出書類

ア 参加申込書【様式第1号】

イ 事業者の業務実績【様式第2号】

「5 参加資格（9）」を証明する書類

ウ 配置予定技術者【様式第3号及び4号】

（ア）～（ウ）の者について所属企業を証明する書類のほか、有する資格、業務経歴（浄水場の更新や新設に関する計画策定や設計業務の経歴）を記載する。

（ア）管理技術者 「5 参加資格（10）、（11）」を証明する書類

（イ）照査技術者 「5 参加資格（10）、（11）」を証明する書類

（ウ）担当技術者

(5) 配置予定技術者について

ア 技術者の配置

（ア）管理技術者、照査技術者及び土木、建築、電気、機械の業務分野に掲げる担当技術者を配置すること。

（イ）管理技術者及び照査技術者は、各担当技術者を兼務していないこと。

（ウ）担当技術者は、他の業務分野の担当技術者を兼務していないこと。

（エ）管理技術者は、発注者との定例的な打合わせに毎回出席できること。

(オ) 担当技術者は、管理技術者の下で各業務分野を総括するものであり、発注者との定例的な打合わせに毎回出席できること。

イ 技術者の雇用関係

配置予定技術者は、応募事業者に所属していること。

ウ 技術者の変更禁止

本業務における管理技術者、照査技術者及び各担当技術者は、第1次審査の提出書類に記載された者は原則として変更できない。ただし、やむを得ないと発注者が認める場合であって、同等以上の能力を有している技術者であると確認できた場合はこの限りでない。

(6) 参加に係る制限事項について

ア 第1次審査の提出書類は、1社につき1件しか提出できない。

イ 設計共同体による参加は認めない。

ウ 参加にあたっては、協力事業者を加えることは可とするが、当該協力事業者は自ら参加者となることはできない。

(7) 参加資格を満たさない場合の取り扱い

第1次審査提出書類（参加申込書等）に基づき参加資格の確認を行った結果、参加資格を有しないと判断された応募者については、当該提案者の提出したその他の資料等については審査を行わない。

(8) 審査基準

審査は審査基準（別表1）に基づき採点点数を合計し、上位5社を選定する。

(9) 審査結果通知予定日

令和4年2月28日（月）

8 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

ア 質問の受付期間

令和4年2月14日（月）から令和4年2月22日（火）まで

イ 提出方法

質問書（様式第5号）を電子メールに添付し、下記メールアドレスに提出すること。提出後には電話で到着の確認を行うこと。なお、電話、口頭等による質問は一切受け付けない。

ウ 送付先メールアドレス

s_keikaku@city.amagasaki.hyogo.jp

エ 送付時件名

「神崎浄水場再整備基本計画策定支援業務」に関する質問（業者名）

(2) 質問の回答

ア 回答方法

質問者の名前を伏せて、尼崎市公営企業局ホームページに掲載

イ 回答予定日

令和4年2月28日(月)

9 企画提案書作成方法

(1) 受付期間

令和4年2月28日(月)から令和4年3月18日(金)まで

※受付時間は平日(土、日、祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 提出方法

持参または郵送

(郵送の場合、書留郵便とし期限までに到着するように送付すること)

(3) 提出先

「15 事務局」に同じ

(4) 提出書類

ア 企画提案書(作成要領参照) : 正1部、副8部

イ 提案価格見積書及び内訳(様式任意) : 1部

(5) 企画提案書の作成要領

ア 書式

- ・表紙は所定の様式(様式第6号)を用いること。
- ・表紙の次に目次(任意様式)を作成すること。
- ・表紙以外の様式は自由で、言語は日本語とすること。
- ・原則 A4 版縦とし、文章は横書きとし、左綴じとすること。
- ・副本には、表紙を含め提案者が特定できるような内容は一切記載しないこと。
- ・下記イの(ア)~(ウ)の項目ごとに別葉にするか、改頁すること。
- ・下記イの(ウ)については10頁以内で作成すること。超過したページは評価の対象外とする。
- ・各ページ下にページ数の記載をすること。

イ 含める内容

(ア) 業務実績、業務体制

(イ) 業務実施フロー、工程表

(ウ) 業務実施方針及び業務内容に対する提案

a 業務の目的や内容の理解度

b 施設形態の検討における留意点

- c 水処理フローの検討（特に高度処理設備更新の検討方法）
- d 施設計画（再整備対象の管理棟及びポンプ棟の整備方針）の検討方法
- e 施設配置計画の検討方法
- f 「ZEB Ready」の取組みに関する検討方針
- g 省エネ、創エネの手法提案や市場調査などの検討方法
- h その他、独自の企画提案
- i 提案価格

（6）留意事項

- ア 原則として、企画提案書は1社1提案とする。
- イ 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は、原則認めないこととする。
- ウ 審査後も書類の返還はしない。

10 審査方法

提出書類及び参加事業者によるプレゼンテーション内容を「神崎浄水場再整備計画策定支援業務委託業者プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」で審査する。

（1）審査の方法等

参加申込書審査（第1次審査）により選出されたプレゼンテーション参加事業者については、別途指定した日時において、企画提案書の記載内容に関するプレゼンテーションを実施する。（詳細な日時・場所については別途連絡）

なお、企画提案書を提出した参加者が1社のみの場合は、当該1社について、審査委員会において契約候補者としての適否を審査することとし、企画提案書を提出した参加者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

（2）実施予定日

令和4年3月24日（木）予定 日時・場所等詳細については別途連絡

（3）プレゼンテーションの出席者（説明者）

プレゼンテーションは、配置する予定の管理技術者または照査技術者が行うこと。なお、出席者は5名までとする。

（4）プレゼンテーションの方法

提出された企画提案書をもとに説明を行うこととする。はじめに説明者より20分間以内の説明を行い、その後20分程度の質疑応答を実施する。

なお、プレゼンテーションの方法は任意とするが、当日プロジェクターを使用する場合は、事前に申し出ること。プロジェクター（接続端子はVGA D-Sub 15pinのみ）及びスクリーンは事務局側で用意する。

1.1 審査基準

審査はプレゼンテーション審査基準（別表2）に基づき、審査委員が200点満点で採点した評価点数を平均したものに、地域経済活性化の取組みによる加点を行い、最高得点者を第1優先交渉権者とする。なお、最高得点が同点の場合は、審査委員会で協議のうえ、委員長が決定する。

1.2 審査結果

(1) 通知方法

結果については、尼崎市公営企業局ホームページに掲載するとともに、選出の当落に関わらず、すべてのプレゼンテーション参加事業者に文書で通知する。

なお、審査経過及び審査結果についての質問については一切応じないとともに、審査経過は公表しない。

(2) 通知時期

ホームページ掲載及び通知発送日は、令和4年3月29日（火）を予定している。

(3) 審査後の契約手続き

第1優先交渉権者を契約交渉の相手とし、見積書を徴し、契約を締結する。

第1優先交渉権者と協議が整わなかったときは、当該事業者から辞退届を徴するとともに、次順位の者を候補者として、契約交渉を実施する。

1.3 契約の締結について

(1) 契約候補者は発注者と委託業務について、契約に必要な事項を協議した後、発注者が作成する契約書により、契約を締結する。

(2) 次に掲げる事態が生じたときは、順位の高かった者の順に協議を行い、契約の相手方を決定することとする。

なお、正当な理由がなく、契約の締結を辞退した場合は、本市において入札参加停止の措置を受ける場合があることに留意すること。

ア 契約候補者が契約の締結を辞退したとき。

イ 契約締結時までに参加資格を欠いていることが判明したとき。

ウ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき。

エ その他やむを得ない事情で契約に至ることが困難なとき。

(3) 契約保証金等、契約にあたっては尼崎市公営企業局契約規程第1条第1項において準用する尼崎市契約規則に基づくこととする。

(4) 契約にあたっては、改めて見積書の提出を依頼する。契約候補者は「9 企画提案書作成方法（4）提出書類 イ 提案価格見積書及び内訳」において記載した見積金額を基に見積書を提出すること。

- (5) 契約締結後、委託業務内容に変更が生じる場合は、発注者と受託者において、その都度協議するものとする。

14 その他

(1) 必要経費の負担

企画提案書等の作成に要した費用、旅費、その他本企画・提案により生じた諸費用については、自己負担とする。

(2) 辞退の取扱

参加申込書を提出後、辞退する場合は辞退届（様式第7号）を企画提案書の提出期限（令和4年3月18日（金））までに持参又は郵送により事務局へ提出すること。（郵送の場合、書留郵便とし期限までに到着するように送付すること）

(3) 失格事項

審査時点で次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

ウ 本実施要領に違反した場合

15 事務局（連絡先及び書類提出先）

尼崎市公営企業局上下水道部計画担当（水道計画担当 担当者：古川、坂下）

〒660-0051 尼崎市東七松町2丁目4番16号

TEL：06-6489-7460（直通） FAX：06-6489-7407

E-mail：s_keikaku@city.amagasaki.hyogo.jp